国港総第１２９号
令和３年６月１０日

各地方整備局特定部局長　殿

港湾局長
（公印省略）

「契約業者取扱要領」及び「数値の算定及び等級の格付け要領」
の一部改正について

標記について、下記のとおり改正することとしたので、遺漏なきよう措置されたい。

記

（１）「契約業者取扱要領」（昭和 55 年 12 月１日付け港管第 3722 号）の一部を次のように改正する。

附則に次を加える。

附　則（令和３年６月１０日国港総第１２９号）
１．本通達は、令和３・４年度の資格審査に係るものから施行する。
（資格及び等級の再決定の取扱い）
２．令和３・４年度の資格及び等級について、建設業法第 27 条の 23 第３項の経営事項審査の項目及び基準を定める件の一部を改正する告示（令和３年国土交通省告示第 246 号）による改正後の建設業法第 27 条の 23 第３項の経営事項審査の項目及び基準を定める件（平成 20 年国土交通省告示第 85 号）に基づき経営事項審査を受けた場合には、令和３年９月 30 日までに局長等が定める様式により、第７条第１項第１号から第５号に掲げる工事に係る契約に関する資格及び等級について、再決定を申請することができるものとする。
３．前項の申請をした者については、改めて第９条の規定に基づく通知を行うものとする。

別記様式４を次のように改める。

［別記様式第4］　　様式⑥

※受付番号		※業者コード	

共同企業体等調書その１（「港湾空港関係」）

建設工事の種類	技術職員数																																					
	1級						講習受講						監理補佐						基幹						2級						その他						合計	※評点
	①	②	③	④	⑤	⑥or計	①	②	③	④	⑤	⑥or計	①	②	③	④	⑤	⑥or計	①	②	③	④	⑤	⑥or計	①	②	③	④	⑤	⑥or計	①	②	③	④	⑤	⑥or計		(Z1)
01 土木一式 02 建築一式 03 大工 04 左官 05 とび・土工・コンクリート																																						
06 石 07 屋根 08 電気 09 管 10 タイル・れんが・ブロック																																						
11 鋼構造物 12 鉄筋 13 舗装 14 しゅんせつ 15 板金																																						
16 ガラス 17 塗装 18 防水 19 内装仕上 20 機械器具設置																																						
21 熱絶縁 22 電気通信 23 造園 24 さく井 25 建具																																						
26 水道施設 27 消防施設 28 清掃施設																																						
29 解体																																						
合計																																						

区分	①	②	③	④	⑤	⑥ or 計	※数値	※点数	※合計	※評点（X2）
自己資本額 利益額										
経営状況							※評点（Y）			
その他の評価項目							※評点（W）			

［別記様式第4］　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　様式⑥

※ 受付番号			※ 業者コード	

共　同　企　業　体　等　調　書　その２（「港湾空港関係」）

建設工事の種類	技術職員数																																					
	1級						講習受講						監理補佐						基幹						2級						その他						合計	※評点
	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	計	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	計	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	計	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	計	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	計	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	計		(Z1)
01 土木一式																																						
02 建築一式																																						
03 大工																																						
04 左官																																						
05 とび・土工・コンクリート																																						
06 石																																						
07 屋根																																						
08 電気																																						
09 管																																						
10 タイル・れんが・ブロック																																						
11 鋼構造物																																						
12 鉄筋																																						
13 舗装																																						
14 しゅんせつ																																						
15 板金																																						
16 ガラス																																						
17 塗装																																						
18 防水																																						
19 内装仕上																																						
20 機械器具設置																																						
21 熱絶縁																																						
22 電気通信																																						
23 造園																																						
24 さく井																																						
25 建具																																						
26 水道施設																																						
27 消防施設																																						
28 清掃施設																																						
29 解体																																						
合計																																						

区分	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	計	※数値	※点数	※合計	※評点（X2）
自己資本額 利益額										
経常状況							※評点（Y）			
その他の評価項目							※評点（W）			

（２）「数値の算定及び等級の格付け要領」（昭和 55 年 12 月１日付け港管第 3722 号）の一部を次のように改正する。

第３条（３）イ　②の後に「③　建設業法第 26 条第３項但し書きの適用を受ける監理技術者を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）であって、①及び②に掲げる以外の者」を加え、「③」を「④」に、「①及び②」を「①、②及び③」に、「④」を「⑤」に、「②及び③」を「②、③及び④」に、「⑤」を「⑥」に、「③及び④」を「③、④及び⑤」に改める。

第３条の２（４）「１級技術者にあっては、５を」の後に「監理技術者補佐にあっては、４を」を加え、「基幹技能者受講者であって１級技術者」の後に「及び監理技術者補佐」を加える。

附則に次を加える。

附　則（令和３年６月１０日付け国港総第１２９号）
本通達は、令和３・４年度の資格審査から適用する。ただし、建設業法第 27 条の 23 第３項の経営事項審査の項目及び基準を定める件の一部を改正する告示（令和３年　国土交通省告示第 246 号）による改正前の審査基準による経営事項審査に基づく場合の客観的事項に関する数値については、従前の例のとおりとする。